

徳島県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	鳴門市大麻町姫田字久原一七番一地从先から 同 番一地从先まで 二二三	一〇五・〇	令和七年六月二十七日